

令和2年12月19日(土) 午前10時  
於：浅川清流環境組合 601会議室

## 環境保全協定に関する住民説明会

### 次 第

1. 開会 (10時から)
  
2. 協定の締結に向けた検討内容の説明
  - (1) これまでの経過 

資料-1
------
  - (2) 基準値の考え方 

資料-2
------
  - (3) 協定に関する事項 

資料-3
------
  - (4) 公表基準に関する事項 

資料-4
------
  
3. 質疑
  
  
4. 閉会 (11時30分予定)

令和2年12月19日  
説明会  
浅川清流環境組合

## 環境保全基準及び運転停止再開方針の策定の経緯について

### 【これまでの経緯】

平成30年度に運営基準検討委員会を開催。運営基準検討委員会の考え方は次のとおり。

#### (目的)

浅川清流環境組合は、新可燃ごみ処理施設の稼働における公害防止対策等の検討をすることを目的として環境保全基準等検討委員会を設置する。

公害防止に関する提案事項を組合から説明し、意見聴取及び意見集約をする。

運営委託受託者が作成する環境保全基準の基本条件を組合が決定する際に、ここで集約された意見を最大限尊重する。

### **運転ルールの作成段階から情報提供をし、地元意見を反映することが目的。**

#### (はじめに)

- ① 新施設の運転は運営委託受託者の浅川環境テクノロジーが行う。
- ② 組合は運転ルール（環境保全基準と呼ぶ。）を運営委託受託者に作成させる。

#### (そのために)

**組合は公害防止に関する基本事項をまとめ、運営委託受託者に示す。**

#### (手順)

- ① 組合は公害防止に関する基本事項の案を委員会に提示する。
- ② **委員会で検討し、意見集約を行う。**
- ③ 組合は意見を反映し、基本事項をまとめる。

#### (おわりに)

基本事項を基に運営委託業務受託者は環境保全基準を作成し、ホームページで公表する。

### **公害防止に関する情報発信を積極的に行うことで、施設への地元の皆様の理解を深めるとともに、円滑な施設運営を図る。**

#### (組合から委員会への提案事項)

・公害防止対策 ・公害の監視方法 ・停止と再開の基準 ・その他（構成団体への協力要請等）

#### (すすめ方)

委員は、地元5自治会（各自治会2名以内）、クリーンセンター連絡協議会会長、学識（2名以内）、3市担当部長（3名）、クリーンセンター長、組合事務局長の合計18名以内で構成。

流れをまとめると、

いずれ協定に成り得るもの若しくはその骨子となる運転のルールを策定する。



そのために、

運営基準検討委員会の開催。(平成 30 年 12 月、平成 31 年 2 月、3 月)



委員会で検討された内容を「検討報告」としてとりまとめ、運営委託業務受託者である浅川環境テクノロジーに提示。

組合が定める公害防止基準を超過した場合における、焼却炉の運転停止およびその後の運転再開についてのルールとして**運転停止・再開方針**を制定。(令和元年 5 月)



本格稼働に伴う説明会開催。協定締結に向けて進める。(令和 2 年 2 月)



「検討報告」を基に浅川環境テクノロジーが**環境保全基準**を作成。(令和 2 年 3 月)



運転に関する情報を、ホームページで公表。(令和 2 年 4 月以降)

本格稼働開始(令和 2 年 4 月)

運営段階となり、明確でなかった部分が判明。(令和 2 年 6 月)  
(例)災害廃棄物の受け入れ、軽故障時の立ち下げ、公表基準、専門家委員会の設置、要望・苦情処理の手順など



協定の締結に合わせ、環境保全基準で不明確であった部分の明文化が必要。  
検討を委員会形式で進め、前回の運営基準検討委員会と同じ枠組みで進める。



浅川清流環境組合 環境保全協定検討委員会の開催。(令和 2 年 11 月)

## 基準値の考え方について

### 1. 基準値の考え方

#### (1) 法令基準値

- 排出の基準 ⇒ 施設への規制。水銀等の大気中への排出を削減するための基準
- 環境の基準 ⇒ 指針値、環境基準等、健康を保持し、生活環境を保全するための基準

#### (2) 公害防止基準値(組合の定める自主基準値)

- 施設発注段階で定めた基準 = 組合の定める公害防止基準値(要求水準書で公表)  
これをもとにメーカーが入札をし、施設を建設

#### (3) 運転基準値と要監視基準値(運営会社の定める自主基準値)

- 運営会社である浅川環境テクノロジーが公害防止基準値を遵守するために定める自主基準値として  
運転基準値と要監視基準値を設定。

- 運転基準値 ⇒ 要監視基準を安定的に守るための数値として設定。平常運転時の目標となる基準値。  
この数値を超えると、監視強化と手動操作の準備に入る。

水銀に関しては、運転基準値超過段階から薬剤増量操作を開始。

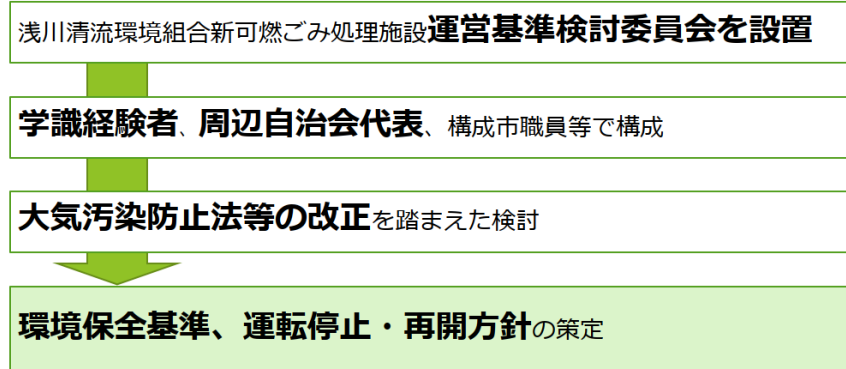
- 要監視基準値 ⇒ 排ガスの公害防止基準値を超過しないための上限警報設定値として設定。  
この数値を超えると、さらなる監視強化と手動操作(点検・調整・薬剤増量操作等)に入る。

法令基準値 > 公害防止基準値 > 要監視基準値 > 運転基準値

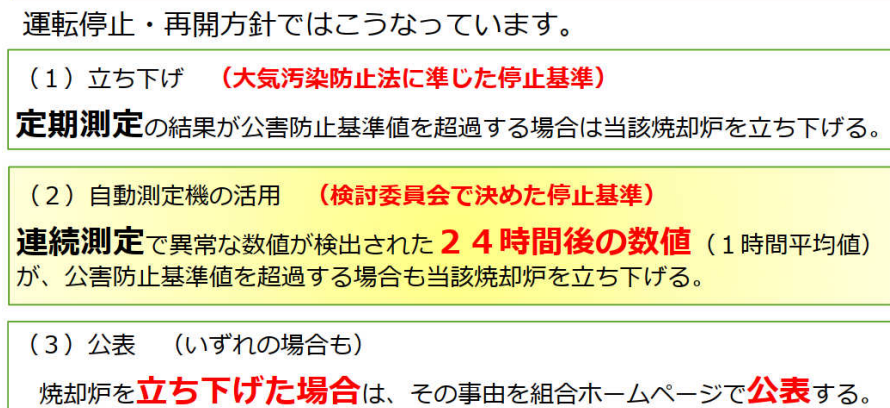
### 運転停止・再開方針(令和元5月8日制定)

- ◆ 運営基準検討委員会(学識経験者、周辺自治会代表、構成市職員等)を設置。
- ◆ 大気汚染防止法等の改正内容を踏まえて検討し方針を策定。

#### 運転停止・再開方針(環境保全基準)について 22



#### 公害防止基準値超過による立ち下げ(水銀を例にすると) 23



#### 大気汚染防止法との比較(水銀を例にすると) 24

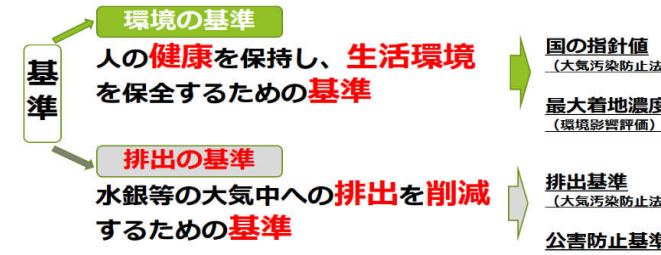


表1 公害防止基準値<sup>※1</sup>

項目	ばいじん g/m <sup>3</sup> N	塩化水素 ppm	窒素酸化物 ppm	硫黄酸化物 ppm	ダイオキシン類 ngTEQ/m <sup>3</sup> N	水銀 μg/m <sup>3</sup> N
公害防止基準値	0.005 以下	10 以下	20 以下	10 以下	0.01 以下	50 以下

※1 基準値は乾きガス酸素濃度12%換算値。

表6 排ガスの要監視基準値及び運転基準値<sup>※1</sup>

項目	要監視基準値	運転基準値	
ばいじん	g/m <sup>3</sup> N	0.003 以下	—
塩化水素	ppm	8 以下	6 以下
窒素酸化物	ppm	17 以下	10 以下
硫黄酸化物	ppm	8 以下	6 以下
一酸化炭素 <sup>※2</sup>	ppm	15 以下	10 以下
水銀	μg/m <sup>3</sup> N	30 以下	10 以下

※1 表中は、乾きベース、酸素濃度12%換算値である。

※2 一酸化炭素の濃度を指標にダイオキシン類濃度を管理する。

(4)大気汚染防止法の改正(水銀を例にすると)

・水俣条約の締結(平成 28 年 2 月 2 日)

水俣条約の採択	環境中を循環する水銀の総量を地球規模で <b>削減</b>
大気汚染防止法等の改正	条約の趣旨に沿って、水銀等の大気 <b>排出量を規制</b>
主な改正内容	<b>排出基準、測定頻度、測定方法</b> を新設
施行期日	平成30年4月1日

排出基準について (法施行規則第16条の11) ※新設 18

廃棄物の焼却施設	新規施設	30 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$
	既存施設	50 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$

既存施設とは：施行日（平成30年4月1日）において現に設置されている施設。  
 ※施行日において設置の工事が着手されているものを含む。

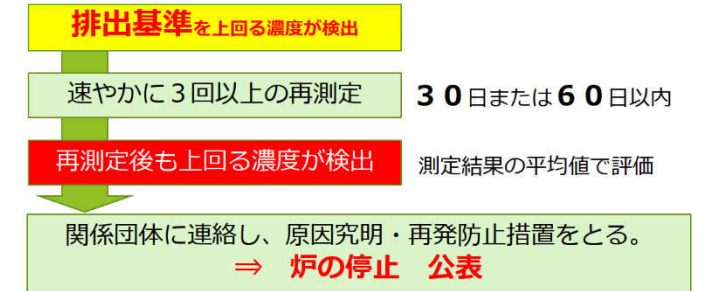
測定頻度等について (法施行規則第16条の12) ※新設 19

測定頻度 **6か月**を超えない作業期間ごとに1回以上

当施設では**毎月、定期測定**を実施。

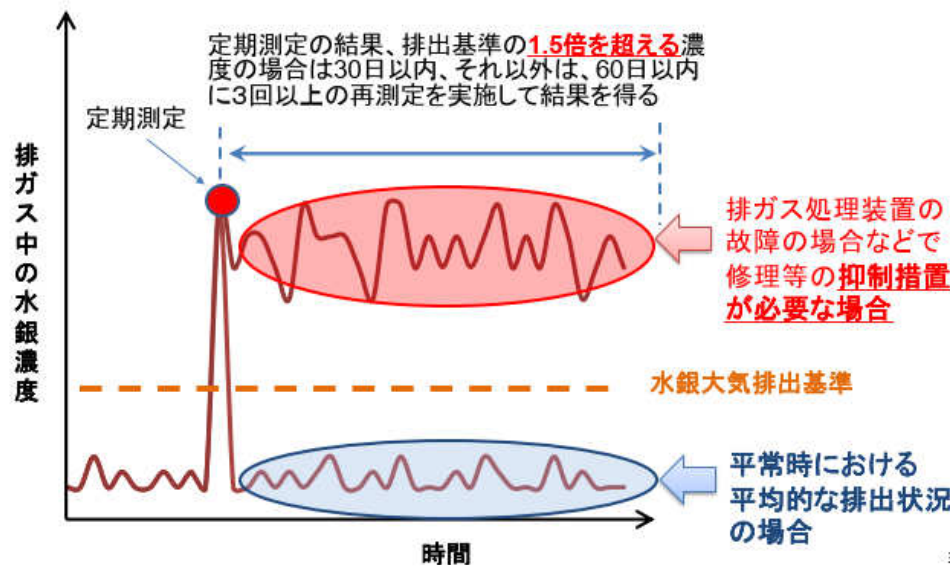
当施設が行っている**連続測定**は、法律とは別に、当施設が独自に行っている測定。

排出基準を上回る濃度が検出された場合 (法施行規則第16条の12) ※新設 20



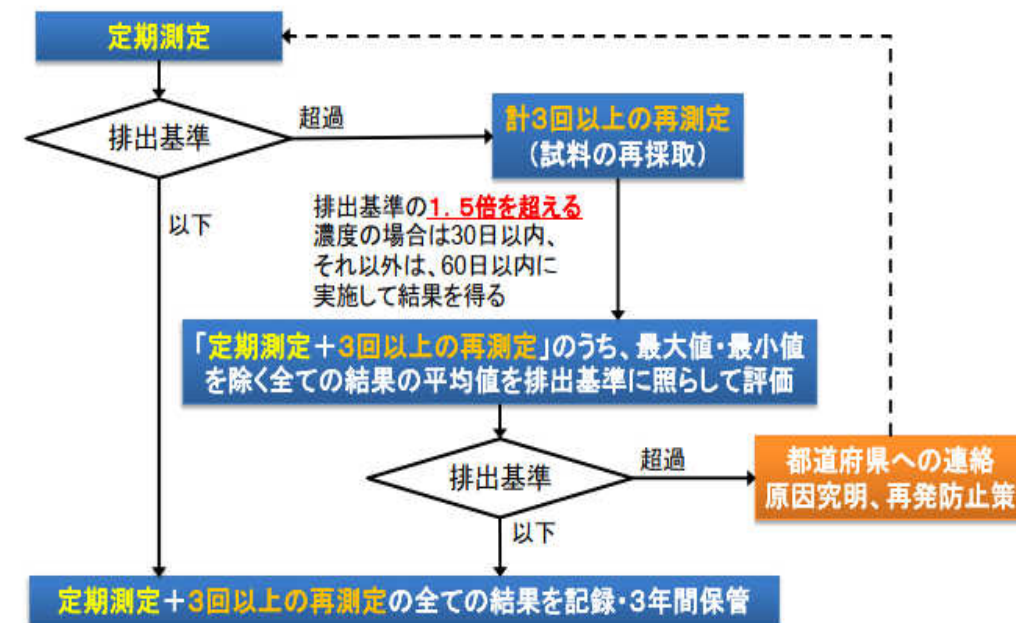
排出ガス中の水銀濃度の測定結果の確認

○再測定が必要となる場合のイメージ図



定期測定の結果が排出基準を超過した場合のフロー図

出典：環境省HP



(5)まとめ

周辺環境や健康を守るために大気汚染防止法などの法令基準があり、これら法令基準を遵守していれば健康被害はありません。当組合及び浅川環境テクノロジーでは、さらに厳しく、自主基準値を設定し、運営をしています。さらに、法定の定期測定だけでなく、これとは別に連続測定を独自に実施し、運営をしているため、有事の際も迅速に対応できる体制を取っています。

また、運転に関する情報は、日野市内3か所(新井公園・新井わかたけ公園・落川交流センター)に設置した公害防止情報表示盤及び浅川環境テクノロジーのホームページで情報発信をしています。なお、当施設では東京都環境影響評価条例に基づく「環境影響評価」を行い、「周辺環境へ著しい影響を及ぼすことはない」との結論を得ています。現在は、環境への影響が最大と見込まれる令和2年度の状況を調査し、予測評価した内容と比較・検証を行う「環境影響評価事後調査」を実施しており、令和3年度末に手続きが完了する見込みです。周辺環境の保全と安全な施設運営をしまいにしますので、ご理解をお願いいたします。

環境保全協定書（案）

浅川清流環境組合（以下「甲」という。）と、新石自治会、新井自治会、落川上自治会、百草園団地自治会及び百草園自治会（以下「乙」という。）は、甲が日野市石田一丁目210番地の2に設置した可燃ごみ処理施設（以下「施設」という。）の環境対策について、甲が定めた公害防止基準及び施設の運営委託受託者である浅川環境テクノロジー株式会社（以下「SPC」という。）が定めた環境保全基準を踏まえ、施設の稼働による公害を防止し、周辺住民の健康と生活環境の保全を図ることを本旨として、次のとおり協定を締結する。

（処理対象ごみ）

第1条 甲は、施設の稼働に関し、次の各号に掲げる事項を遵守する。

- (1) 焼却の対象とするごみは、日野市、国分寺市及び小金井市で発生する可燃性の一般廃棄物（粗大ごみ、破碎残渣及び災害廃棄物を含む。）、「多摩地域ごみ処理広域支援体制」に基づく相互支援及びその他の地域からの広域支援要請により持ち込まれるごみとする。
- (2) 処理対象ごみは、分別された可燃ごみとし、焼却不適ごみ及び有害なごみは受け入れない。
- (3) 甲は、「多摩地域ごみ処理広域支援体制」に基づく相互支援及びその他の地域からの広域支援要請によりごみを受け入れるときは、乙に事前の報告をするものとする。ただし、緊急性を伴い、事前の報告が難しい場合は、報告を事後にすることを妨げない。

（環境対策）

第2条 甲は、施設の稼働にあたり、公害防止基準値を次の各号のとおりとする。

- (1) 排ガスは、表1に定める排ガスの排出基準値とする。
  - (2) 排水は、表2に定める下水排除基準値とする。
  - (3) 騒音は、表3に定める騒音基準値とする。
  - (4) 振動は、表4に定める振動基準値とする。
  - (5) 悪臭は、表5に定める悪臭基準値とする。
- 2 排ガスを特別の配慮対象とし、SPCに運転管理上の自主基準値を設けさせ、公害防止基準値を確実に遵守するとともに、運転管理の徹底を図る。
- 3 自主基準値は次の各号によるものとし、表6に定める要監視基準値及び運転基準値とする。

- (1) 排ガスが公害防止基準値を超過しないための上限警報設定値として要監視基準値を設定する。
  - (2) 要監視基準値を安定的に守るための数値として運転基準値を設定する。
- 4 公害防止基準値を超過した際の当該焼却炉の運転停止及びその後の運転再開は、**運転停止・再開方針（令和元年5月制定）によるものとする。**
  - 5 **S P Cが作業の安全のために運転停止を必要と判断する点検・修理等で軽微なもの及びごみ処理量の調整による運転停止をした際は、必要な作業が完了後、運転再開をする。**
  - 6 **甲は、公害防止基準値の超過に起因するもの及び重大な故障や事故などの非常事態が発生した際の公表に関する基準を別途定め公表をする。**

（環境の監視）

- 第3条 甲は、S P Cに施設稼働時の運転管理状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を環境保全計画として定めさせ、監視体制の徹底を図る。
- 2 甲は、焼却処理に適さない可燃ごみが施設に搬入されていないか確認するため、抜き打ちによる搬入ごみの内容物検査を月4回以上実施する。
  - 3 **乙が、施設及び施設敷地内への立ち入りを求めたときは、業務に支障のない限りこれに応ずるものとする。**
  - 4 **施設の稼働における事象で学識経験者の見解を得て対応することが望ましい内容について検討することを目的として、甲に専門の委員会を設置する。**

（情報の発信）

- 第4条 **甲は、施設の維持管理に関する情報等をクリーンセンター連絡協議会等で乙に報告をする。**
- 2 甲は、施設の維持管理に関する情報等を甲またはS P Cのホームページで公表をする。
  - 3 施設の運転時における排ガスの数値は、**施設の屋内及び屋外（新井公園、新井わかたけ公園、落川交流センター近傍）の表示設備へ表示するとともにS P Cのホームページで公表をする。**
  - 4 **乙は、必要に応じ、専門的知見を有するものがクリーンセンター連絡協議会にオブザーバーとして参加することを甲に要請することができる。**

（車両対策）

- 第5条 甲は、施設に搬出入するごみ収集車両について、次の各号に掲げる措置を講ずるよう構成市に要望する。
- (1) **ごみ収集車両の走行に関するルールの確認等、定期的に講習会を実施し、交通安全**

全を確保する。

- (2) ごみ運搬車両は常に点検整備を行い、事故防止を図るとともに清潔の保持に努める。
- (3) ごみ運搬車両は、通行証を見やすい位置に明示する。
- (4) ごみ運搬車両は、可能な限り搬入台数の削減及び低公害車両の導入を図るように努める。

2 ごみ収集車両の走行経路は、国道20号線から北川原公園等を経由して日野市道C2号線を走行する経路を原則とする。

3 甲への通勤車両、連絡車両、維持管理車両及び緊急車両の走行経路は北川原公園等を経由しない走行経路を原則とする。

4 ごみ収集車両等の走行経路が前2項によることができない場合、乙と協議の上、あらかじめ走行経路を定めることができる。

(周辺環境対策)

第6条 甲は、周辺環境を清潔に維持するため、施設から国道20号線間の道路等の定期清掃を年2回以上行う。

2 甲は、施設敷地内及び周辺の搬出入路の清掃を行う。また、消毒等は、必要に応じて措置する。

(苦情処理)

第7条 甲は、施設の稼働に関し、周辺住民が被害を受け、当該住民又は乙から苦情の申し出や要望があった場合は、補償等を含め、誠意をもって解決に当たるものとする。

2 甲は、前項の対応手順等について、別途定める。

3 甲は、前項の規定により対応した内容をホームページ等に公表する。

4 甲は、第2項の規定により対応した内容を乙に報告をするものとする。

(環境保全協定の期限)

第8条 この協定は、甲乙異議のない場合は、甲の施設廃止時点まで継続するものとする。

(協議)

第9条 本協定の解釈に疑義が生じたとき、法令等により変更すべき事項が生じたとき、又は本協定に定めのない事項及び改訂の必要が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。



この協定は、令和 年 月 日から施行する。

この協定締結の証として、本協定書 6 通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 浅川清流環境組合 管理者 大坪冬彦

乙 新石自治会 会長 ●●●●

新井自治会 会長 ●●●●

落川上自治会 会長 ●●●●

百草園団地自治会 会長 ●●●●

百草園自治会 会長 ●●●●

表1 排ガスの排出基準値※1

項目	ばいじん g/m <sup>3</sup> N	塩化水素 ppm	窒素酸化物 ppm	硫黄酸化物 ppm	ダイキソ類 ngTEQ/m <sup>3</sup> N	水銀 μg/m <sup>3</sup> N
基準値	0.005 以下	10 以下	20 以下	10 以下	0.01 以下	50 以下

※1 基準値は乾きガス酸素濃度 12%換算値。

表2 下水排除基準値

項目	基準
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/l以下
シアン化合物	1 mg/l 以下
有機燐化合物	1 mg/l 以下
鉛及びその化合物	0.1 mg/l 以下
六価クロム化合物	0.5 mg/l 以下
砒素及びその化合物	0.1 mg/l 以下
水銀、アルキル水銀及びその他の水銀化合物	0.005 mg/l 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.1 mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/l 以下
ジクロロメタン	0.2 mg/l 以下
四塩化炭素	0.02 mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/l 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/l 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/l 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/l 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/l 以下
チウラム	0.06 mg/l 以下
シマジン	0.03 mg/l 以下
チオベンカルブ	0.2 mg/l 以下
ベンゼン	0.1 mg/l 以下
セレン及びその化合物	0.1 mg/l 以下
ほう素及びその化合物	10 mg/l 以下
ふっ素及びその化合物	8 mg/l 以下
1,4-ジオキサン	0.5 mg/l 以下
クロム及びその化合物	2 mg/l 以下
銅及びその化合物	3 mg/l 以下

亜鉛及びその化合物	2 mg/ℓ 以下
フェノール類	5 mg/ℓ 以下
鉄及びその化合物(溶解性)	10 mg/ℓ 以下
マンガン及びその化合物(溶解性)	10 mg/ℓ 以下
浮遊物質量*	600 mg/ℓ 未満
ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類)*	5 mg/ℓ 以下
ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油脂類)*	30 mg/ℓ 以下
窒素含有量*	120 mg/ℓ 未満
燐含有量*	16 mg/ℓ 未満
沃素消費量	220 mg/ℓ 未満
水素イオン濃度(PH)	5 を超え 9 未満
温度	45℃未満
生物化学的酸素要求量(BOD)	600 mg/ℓ 未満
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/ℓ以下

※平均排出量 50 m<sup>3</sup>/日未満の場合は、浮遊物質量、ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類、動植物油脂類)、窒素含有量、燐含有量、生物化学的酸素要求量の基準は適用外。

表 3 騒音基準値

区域の区分		時間の区分			
区 分	該当地域	朝	昼	夕	夜
		午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 午後 11 時まで	午後 11 時から 午前 6 時まで
第 2 種区域	第 1 特別地域 (敷地南東側)	45dB 以下	50dB 以下	45dB 以下	45dB 以下
区 分	該当地域	朝	昼	夕	夜
		午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 8 時まで	午後 8 時から 午後 11 時まで	午後 11 時から 午前 6 時まで
第 3 種区域	準工業地域 (南東側を除く)	55dB 以下	60dB 以下	55dB 以下	50dB 以下

※敷地境界での基準

※第 1 特別地域は、準工業地域であって、第 1 種低層住居専用地域と接している敷地東側周囲 30 メートル以内の範囲

表 4 振動基準値

区域の区分		時間の区分	
区分	該当地域	昼	夜
		午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から翌日の午前 8 時まで
第 2 種区域	準工業地域	65dB 以下	60dB 以下

※敷地境界での基準

表 5 悪臭基準値

区分	敷地境界	煙突等気体排出口					排水水
		排出口の実高さが 15m 未満			排出口の実高さが 15m 以上		
		排出口の口径が 0.6m 未満	排出口の口径が 0.6m 以上 0.9 未満	排出口の口径が 0.9m 以上	排出口の実高さが周辺最大建物高さの 2.5 倍未満	排出口の実高さが周辺最大建物高さの 2.5 倍以上	
第 2 種区域	臭気指数 12	臭気指数 33	臭気指数 27	臭気指数 24	$qt=436 \times H_0^2$	$qt=566/F_{max}$	臭気指数 28

※qt:排出ガスの臭気排出強度(単位 $m^3N/min$ )をいい、次の式で表される。

$$qt = (\text{臭気濃度}) \times (\text{乾き排出ガス量})$$

$H_0$  : 排出口の実高さ(単位 m)

$F_{max}$ : 単位臭気排出強度に対する地上臭気濃度の敷地外における最大値(単位  $s/m^3N$ )

表 6 排ガスの要監視基準値及び運転基準値<sup>※1</sup>

項目		要監視基準値	運転基準値
ばいじん	$g/m^3N$	0.003 以下	—
塩化水素	ppm	8 以下	6 以下
窒素酸化物	ppm	17 以下	10 以下
硫黄酸化物	ppm	8 以下	6 以下
一酸化炭素 <sup>※2</sup>	ppm	15 以下	10 以下
水銀	$\mu g/m^3N$	30 以下	10 以下

※1 表中は、乾きベース、酸素濃度 12%換算値である。

※2 一酸化炭素の濃度を指標にダイオキシン類濃度を管理する。

## 浅川清流環境組合 公表基準（案）

令和 年 月 日制定

本基準は、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設（以下「組合」という。）において、公害防止基準値の超過に起因するもの及び重大な故障や事故などの非常事態が発生した際の公表に関する基準を明確にするために定めるものである。

### 1. 公表の対象

本基準で定める公表対象の情報は、可燃ごみ処理施設の運転に関する情報のうち、公害防止基準値の超過に起因するもの及び重大な故障や事故などの非常事態が発生した際の公表に関するものとする。

### 2. 公表の基準

以下に掲げる非常事態が発生した場合、公表をする。

- (1) ボイラ閉塞及び破孔などによりボイラ液面が異常値に達した場合
- (2) 計装空気圧力に異常がみられ自動制御が機能しないおそれのある場合
- (3) ろ過式集じん器で計測される排ガス温度に異常がみられる場合
- (4) 誘引通風機が停止し、ごみの焼却が出来ない場合
- (5) ①電力会社等から買う電気、②焼却熱により自家発電した電気、③非常用発電機により自家発電した電気のいずれの供給もできなくなった場合
- (6) 組合に設置されている感知器で震度6弱相当の地震を検知した場合
- (7) 深さ3m以上の浸水が見込まれる場合
- (8) 排ガスの1時間平均値が24時間連続で公害防止基準値を超過した場合
- (9) 法定の定期測定において、基準値を超過した場合
- (10) 上記の(1)から(9)による緊急停止後、運転を再開する場合
- (11) その他、管理者が必要と認めた場合

### 3. 公表内容

公表するものにあっては、以下の内容とする。

- (1) 概要（日時、状況、経過等）
- (2) 原因の考察と改善策
- (3) その他、必要と思われる事項

### 4. 公表の方法

公表するものにあっては、原則、以下の方法によるものとする。

- (1) クリーンセンター連絡協議会への通知
- (2) 地元自治会への通知
- (3) 組合ホームページへの掲載
- (4) 組合ニュース等への掲載

5. 公表の時期

公表するものにあつては、事由の発生後できるだけ速やかに公表するものとする。

6. 公表に当たっての留意事項

公表を行う場合は、関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合など、公表することが適当でないと認められる場合は、1及び2にかかわらず、公表内容の一部又は全部を公表しないことも差し支えないものとする。

7. その他

この基準に定めのない事項は、管理者が別に定める。